

第4次秋田市地域福祉計画について

1 計画の概要

社会福祉法に規定がある市町村地域福祉計画であり、本市の福祉保健部門の基本計画として、社会福祉の基本理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的とする。計画期間は、2019年度からの5年間である。

《社会福祉法の要点》

- | |
|--|
| (1) 住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるようにする（地域福祉の推進） |
| (2) 地域住民を地域福祉を推進する主体と位置づけ |
| (3) 地域福祉推進の理念の明確化（H29改正）
包括的に（分野を超えて）課題を把握し、関係機関と連携して解決 |
| (4) (1)～(3)を促進する措置を講じるよう行政に努力義務（H29改正） |

2 策定過程

《平成29年度》

社会福祉審議会地域福祉専門分科会の意見を聞きながら、「地域福祉市民意識調査」の実施や「策定方針」の決定を行った。

《平成30年度》

市長からの社会福祉審議会への諮問を受けて、全体会から地域福祉専門分科会に審議が託され、4回の審議を重ねるとともに、市民の意見を反映させるための意見聴取として、パブリックコメントなどを実施して策定を進めてきた。

3 計画の内容

(1) 計画の構成

第1章 策定の趣旨

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の取組

第5章 重点事業

第6章 計画の推進体制

(2) H29の社会福祉法改正の反映

- ア 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する上位計画として位置づけ
→本市においては従前からそのように位置づけ

イ 分野別、年齢別になっている支援を包括的な支援とするよう、包括的な支援体制の整備を市町村の努力義務と規定
→包括的支援体制の整備について、「第5章 重点事業」のなかで記載

(3) 基本原則（3次計画から継承）

①地域の絆づくり、②エイジフレンドリー、③公・共・私の役割分担、など

(4) 基本理念（3次計画から継承）

「みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ」

(5) 施策体系の見直し

「第2章」において課題を分析し、7項目の今後必要な取組を導出した。これを「第3章」において施策体系のなかに7施策として位置づけた。現行の3次計画における13施策の要素は、この7施策に包含しており、施策の削減ではなく、類似するものが統合されたもの。なお、基本目標については、文言の調整程度であり、3次計画を継承している。

第3次（現行計画） 4基本目標、13施策

↓

第4次（次期計画） 4基本目標、7施策

(6) 重点事業

ア **包括的支援体制の整備**（現行計画：「孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり」）

社会福祉法の改正を踏まえ、従前の孤立予防の取組を発展的に見直し、地域住民が主体的に関わることを促しながら、地域づくり関係の事業、地域包括ケア、生活困窮者支援の取組などの連携を図っていく。

イ **災害に備えた支え合いの地域づくり**（現行計画と同じ）

引き続き、災害時要援護者の避難支援体制の構築を図る。地域における個別避難支援プラン作成を支援していく。

ウ 現行計画での「担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化」については、地域福祉計画全体を推進していくことで実現していく性格のテーマであり、ここ数年で立ち上がった新規の関連事業（施策3「地域活動の推進」などに位置づけ）もあることから、重点事業としての位置づけはとりやめた。

施策体系の一覧

